無料低額宿泊所開設までの流れ

宿泊所事業の構想

・宿泊所とは、生活困窮者のために、無料又は低額な料金で宿泊させることを目的とした施設です。
・条例をよく理解し、どのようなサービスの提供を行っていくのかを検討してください。

↓

事業の具体化
・地域及び物件の選定
・事業計画
・収支予算計画

・施設運営に関する事業内容や収支計画等を具体的に検討をします。
・物件の選定にあたっては、建築基準法や消防法に適合した建築物でなければなりません。
・入所者の多くは、ホームレスを含めた生活困窮者です。どのようなサービスを提供し、支援を行うのか、明確な考え方が大切です。

↓

福祉事務所への事前協議
・事業計画
・利用方法
・利用者処遇
・近隣住民への説明方法
など

・具体的な事業の計画ができたら、まずは福祉事務所へ事前協議をしてください。
・宿泊所の需要の有無を確認し、事業運営が可能か。また、利用の方法についても事前に協議し、事業運営に反映させてください。
・住民への説明について、福祉事務所のアドバイスを受け行うようにしてください。

↓

近隣住民への説明

・宿泊所の開設にあたって、近隣住民の理解を得ることは不可欠です。

住民への説明状況については、適宜、福祉事務所に連絡しながら、その指示に従い、次の準備を進めるようにしてください。

↓

開設準備
・物件の賃貸契約
・工事の着手
・届出書類の準備

・開設準備は住民の理解を十分に得られてから開始するようにしてください。特に理解を得る前に工事に着手することなどはトラブルの原因となりますので注意してください。

↓

事前調査
・設備、運営基準の確認
ほか

・開設準備が整ってきたら、現地にて事前の調査を実施します。
条例に示す設備基準について現地で確認し、居室面積を実測し確認を行います。

↓

審査
・開始届及び開始届に添付する書類の提出

・事業を開始する１か月前までに開始届を提出していただきます。
・あわせて開始届に添付する書類も準備していただく必要があります。

↓

事業開始

↓

事後調査
・事業運営状況の確認

・事業開始後に事後調査を実施し、運営状況を確認します。